

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.27
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	合同会社キーウェスト・ネットワーク 職務執行者 金丸 恭文
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区代官山町17番 1 -3206号
【報告義務発生日】	2026年7月29日
【提出日】	2026年8月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	フューチャー株式会社
証券コード	4722
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社キーウェスト・ネットワーク
住所又は本店所在地	東京都渋谷区代官山町17番 1 -3206号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2000年2月2日
代表者氏名	金丸 恭文
代表者役職	職務執行者
事業内容	不動産の賃貸及び管理、有価証券の保有・運用など

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	合同会社キーウェスト・ネットワーク 秘書室 城戸
電話番号	03-5740-5781

(2) 【保有目的】

長期安定株主として保有しております。

また、提出者 1 は、2026年 7 月29日、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）を非公開化することを目的として、発行者株式の全て（但し、譲渡制限付株式報酬として発行者の取締役（監査等委員であるものを除きます。）及び従業員並びに発行者の子会社の取締役及び従業員に付与された発行者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、提出者 1 が所有する発行者株式、発行者が所有する自己株式及び提出者 2 の所有する本不応募合意株式（下記「（ 6 ）当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において定義します。）を除きます。以下同じです。）を取得するための一連の取引の一環として、2026年 7 月30日から2026年 9 月10日までを買付け等の期間とし、発行者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を2,451円とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しており、本公開買付けに応募した発行者の株主から、発行者株式を取得する予定です。本公開買付けの決済の開始日は2026年 9 月17日を予定しています。

さらに、提出者 1 は、発行者の非公開化を目的とした重要提案行為等を行うことを予定しております。すなわち、提出者 1 は、本公開買付けにより発行者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、発行者の株主名簿上の株主を提出者 1 のみとし、発行者株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しております。具体的には、本公開買付けの成立及び決済の完了後、本信託譲渡（下記「（ 6 ）当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において定義します。）により提出者 1 が所有することとなる本不応募合意株式に係る議決権の数を含め、提出者 1 が発行者の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、発行者の株主（提出者 1 及び発行者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対して、その所有する発行者株式の全てを売り渡すことを請求する予定です。なお、当該株式売渡請求では、発行会社株式 1 株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。他方、提出者 1 は、本信託譲渡により発行者 1 が所有することとなる本不応募合意株式に係る議決権の数を含め、提出者 1 の所有する発行者の議決権の合計数が発行者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき発行者株式の併合（以下「株式併合」という。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年11月下旬から同年12月上旬を目途に開催すること発行者に要請する予定であり、提出者 1 は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。なお、本株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた発行者の株主（提出者 1 及び発行者を除きます。）に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じです。）に相当する発行者株式を発行者又は提出者 1 に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する発行者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった発行者の株主（提出者 1 及び提出者 2 を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該株主が所有していた発行者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを発行者に対して要請する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	30,187,000			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				

株券関連信託受益証券	E		L	S	
対象有価証券償還社債	F		M	T	
他社株等転換株券	G		N	U	
合計（株・口）	V	30,187,000	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA				
保有株券等の数（総数） （ V+W+X+Y-Z-AA ）	AB				30,187,000
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC				
保有潜在株券等の数 （ A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC ）					

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年7月29日現在）	AD	95,328,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / （AD+AE-AF） × 100）		31.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		31.67

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者 1 は、本公開買付けの実施にあたり、2026年 7 月29日付で、提出者 2 との間で、公開買付けに関する合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結しています。本合意書の内容は以下のとおりです。

（ア）本公開買付けへ応募すること及び応募しないことに関する合意

提出者 2 は、提出者 1 が本公開買付けを開始した場合、提出者 2 が所有する発行者株式11,117,400株のうち5,558,700株（以下「本応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募（以下「本応募」といいます。）し、本応募後、本応募を撤回せず、本応募合意株式の買付け等に係る契約を解除しない。

提出者 2 は、提出者 1 が本公開買付けを開始した場合、提出者 2 が所有する発行者株式11,117,400株のうち本応募合意株式を除いた残りの5,558,700株（以下「本不応募合意株式」といいます。）を本公開買付けに応募しない。

提出者 2 は、本合意書に定める場合又は提出者 1 の事前の書面による承諾がある場合を除き、提出者 2 が所有する発行者株式の全部又は一部について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含む。）を行わない。

（イ）信託譲渡に関する合意

提出者 2 は、本公開買付けの成立を条件として、本不応募合意株式の全部について、提出者 2 を唯一の委託者兼受益者、提出者 1 を受託者として、提出者 2 が提出者 1 に対して信託譲渡する（以下「本信託譲渡」といい、かかる信託譲渡により設定された信託を「本信託」といいます。）。提出者 1 は、信託財産に属する発行者株式について、本合意書に定められた場合を除き、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わない。

本信託に係る信託財産に属する発行者株式に係る議決権は、提出者 1 が行使する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	3,909,785
借入金額計（AH）（千円）	3,374,160
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	平成25年 6 月30日、株式分割により11,848,518株取得 平成29年 7 月13日、吸収合併により発行者株式を1,576,700株取得 令和 3 年12月31日、株式分割により15,093,500株取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	7,283,945

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
三井住友銀行 五反田支店	銀行	高島 誠	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	2	2,000,000
金丸 恭文	個人		東京都大田区	2	1,374,160

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2 】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	金丸 恭文
住所又は本店所在地	東京都大田区
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	フューチャー株式会社
勤務先住所	東京都品川区大崎1-2-2

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	フューチャー株式会社 秘書室 城戸
電話番号	03-5740-5781

(2) 【保有目的】

長期安定株主として保有しております。

ただし、提出者 2 は、下記「(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、2026年 7 月29日付で、提出者 1 との間で本合意書を締結し、提出者 2 が所有する本応募合意株式について本公開買付けに応募し、残りの本応募合意株式について本公開買付けに応募しない旨、本公開買付けが成立することを条件として、本応募合意株式の全部について、提出者 2 が提出者 1 に対して本信託譲渡を行う旨、本信託に係る信託財産に属する発行者株式に係る議決権は、提出者 1 が行使する旨を合意しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	11,117,400			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S

対象有価証券償還社債	F		M	T	
他社株等転換株券	G		N	U	
合計（株・口）	V	11,117,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z				
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA				
保有株券等の数（総数） （ V+W+X+Y-Z-AA ）	AB				11,117,400
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC				
保有潜在株券等の数 （ A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC ）					

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年7月29日現在）	AD	95,328,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）	11.66	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	11.66	

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者 2 は、2026年 7 月29日付で、提出者 1 との間で、本合意書を締結しています。本合意書の内容は以下のとおりです。

(ア) 本公開買付けへ応募すること及び応募しないことに関する合意

提出者 2 は、提出者 1 が本公開買付けを開始した場合、本応募合意株式について本公開買付けに応募し、本応募後、本応募を撤回せず、本応募合意株式の買付け等に係る契約を解除しない。

提出者 2 は、提出者 1 が本公開買付けを開始した場合、本不応募合意株式を本公開買付けに応募しない。

提出者 2 は、本合意書に定める場合又は提出者 1 の事前の書面による承諾がある場合を除き、提出者 2 が所有する発行者株式の全部又は一部について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含む。）を行わない。

(イ) 信託譲渡に関する合意

提出者 2 は、本公開買付けが成立することを条件として、本不応募合意株式の全部について、本信託譲渡を行う。提出者 1 は、信託財産に属する発行者株式について、本合意書に定められた場合を除き、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わない。

本信託に係る信託財産に属する発行者株式に係る議決権は、提出者 1 が行使する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	92,245
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	平成29年 7 月13日、株式分割により7,121,334株取得 平成29年 5 月16日、1,564,700株処分 令和 3 年12月31日、株式分割により5,558,700株取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	92,245

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第 3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第 4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 合同会社キーウェスト・ネットワーク
(2) 金丸 恭文

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
--	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	41,304,400			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 41,304,400	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB 41,304,400			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年7月29日現在）	AD 95,328,000
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）	43.33
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	43.33

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
合同会社キーウェスト・ネットワーク	30,187,000	31.67
金丸 恭文	11,117,400	11.66
合計	41,304,400	43.33